北海道議会議員（東区選出・民主党）

第57号 2013年初秋

ほしの高志の道政通信

この通信は郵送、全戸・街頭配布をおこなっています。 星野高志事務所／札幌市東区北24条東８丁目 電話750－5277

太陽光事業参入で、道幹部が明言

「違反者は、契約破棄」

売電権利のみ取得し、未着工

（詳報は三頁）

８月の委員会で、星野道議は太陽光発電の導入状況を質問しました。公表された計画数と、実際の工事着工数との間にギャップがあることが判明。北電は買い取り枠を設けているため、違反があれば、枠から漏れた事業者が閉め出されるからです。

昨年７月、再生可能エネの固定価格買い取り制度がスタートしてから、多くの企業が事業申請。しかし中には、売電の権利を確保した上で、施工費が年々安くなることに目をつけ、なかなか着工しない例が全国で見られ始めました。

道有地を賃貸して事業をおこなう場合、こうした不正を事前に防止する必要があります。

星野道議の指摘に、道の担当課長は、「賃貸契約書に目的と着工期日を明記している。違反した事業者との契約は破棄する」と明言しました。

原発に依存しない北海道を

次の三点実行すれば、脱原発北海道が可能

①新しい原発はつくらない
②４０年経った原発は廃炉にする
③再生可能エネルギーの導入行程表をつくる

道議会 エネルギー委員会

政治に対する信頼が大きく揺らいでいます。私も、道政報告で地域を歩きながら、厳しいご意見をたくさん頂いております。皆さんに一番身近な私たち地方議員が、地道に、そして誠実に働くことを通じて、信頼回復を目指す決意です。

アベノミクスによって、格差が広がりつつあります。輸出産業や大企業優遇政策のツケが私たちに回されたのではたまりません。ＴＰＰの行方も心配です。農業の問題にとどまらず、食の安全や社会保障のあり方にも影響するからです。

平和の課題も重要です。集団的自衛権の行使が可能になれば、世界中の紛争地帯に日本が巻き込まれることになるからです。

放射能汚染水が海に垂れ流されているのを横目に原発再稼働にひた走る北電の態度も問題です。

様々な地域課題にも、しっかり取り組んでいかなければなりません。

変わらぬご指導をお願い申し上げご挨拶と致します。

２０１３年９月

北海道議会議員 **星野高志**

太い道路が一旦停止？

優先道路を変更へ

町内会の新年会で指摘受け

交差するのは細い道なのに、一旦停止はこちら側？

東苗穂３条１丁目に、不思議な一旦停止標識があります。中央会館のところですから、ご近所の方なら、「ああ、あそこね」とわかると思います。

ここの交差点、車の通行量が多く太い道路（左の写真で、今車が走っている方）に一旦停止の標識があるのです。交差している狭い道路は、それぞれ３０メートルも走れば行き止まりのため、車はほとんど通りませんが、こちらが優先道路になっています。どう考えても逆なのです。

町内会の新年会で道政報告をしていた時、「星野さん、ちょっと見てごらん」と言われて気づいたのがはじめです。

さっそく調べてみると、実はこの交差点、以前は写真の奥の道路がまだ出来ていなくて、Ｔの字だったのです。そのなごりで、未だに本来優先であるべき道路が一旦停止となっていることがわかりました。

さっそく道警と協議。手続きなどで、少し時間がかかっていますが、年度内には、確実に変更することとなりました。

近所に住む藤巻さんの話

「前からおかしいと思ってました。いつも走る人は、横から車がほとんど来ないことを知っているので、一旦停止をしないこともあったんです。これで安心です。一日も早く替えて欲しい」

道議は、「脱原発や雇用の創出、自立した北海道づくりといった政策課題とともに、こうした地域の課題も着実に解決していきたい」と話しています。

ものづくり産業の育成

部品納入率の向上が鍵

１０％前後の納入率では話にならない

道は、北海道活性化策のひとつとして、自動車組み立て工場などの誘致を進めています。これまでも、トヨタ自動車やアイシン精機をはじめさまざまな関連産業が道内に進出してきています。

しかし、せっかく工場を誘致しても、彼らの部品調達のほとんどは、海路本州から運ばれてきているのが実態です。これでは、せっかく税制優遇などの措置をとり、企業誘致しても、その成果は今ひとつです。

東区には、2カ所の鉄工団地がある

星野道議は、この点をかねてより指摘して参りました。

道内には素晴らしい技術がある

道内には、世界に通用するものづくりの技術があります。しかし残念ながら、技術はあっても営業力が弱かったり、情報不足だったりが原因して、なかなか進出企業への部品納入が進まないのです。誘致後１０年が経っても１０％前後の納入率では話になりません。

道議は後期、経済委員会に所属

道議は後期、経済委員会に所属しました。まさにものづくり産業を議論する委員会です。

そこで道議は、「部品納入率を向上させるためには、①個々の企業の営業力不足をカバーするため、情報共有化に向け、道が率先して商談会などを主導する、②技術力アップに向け研修制度を確立する、③低金利の継続的融資制度を拡充する、などが欠かせない」と意欲的に話しています。

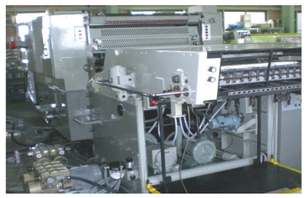

確かな技術力を活かす工夫

1951年…葛飾区で生まれる
1970年…都立大学理学部（物理）入学
1995年…北海道議会議員初当選
2002年…議会エネルギー委員長
2004年…民主党北海道幹事長
2007年…議会経済委員長
2008年…環境プロジェクト座長
2011年…道民の日プロジェクト座長
2011年…脱原発プロジェクト座長
現在…東区民民主党代表

本道を日本のエネ基地に

知事答弁「本道を再生可能エネルギーの先進地にする」

道議会一般質問

建国の気概を知事に提言

水利権行使など6項目

星野道議は本会議場で、「知事は自立した北海道を目指すとしているが、国を創る気概があるのか」と質しました。これに対し知事は、「世界にここにしかない、すばらしい国をつくりあげるという気概で全力をあげる」と答弁しました。

英国スコットランドの自治政府は、「欧州大陸の自然エネルギー発電所としての地位をわが国は確立する」と宣言しました。

北海道はスコットランドに劣らない自然エネの宝庫です。本道として、津軽海峡以南の追随を許さないエネルギー基地を目指すべきと知事に迫りました。

これに対して知事は、「日本全体のエネルギーの安全保障に貢献していくバックアブ拠点として の北海道の役割と可能性について国に提案している。本道を、我が国における再生可能エネルギーの先進地とする気概で取り組む」と答弁しました。

さらに道議は、「北海道と本州を結ぶ電気ケーブル、いわゆる北本連系線を増強することこそが北電の再生可能エネルギー受け入れ制限を拡大することにつながる。国の責任で進めるべき」と見解を質しました。

これに対しては、「北本連系線は、再生可能エネの大幅な導入拡大に重要な役割を果たす」との認識を示し、「国を挙げて取り組むよう求めていく」との答弁がありました。

「本道は、津軽海峡以南の日本を相手に、ビジネスをおこなうくらいの覚悟が必要だ」

本州企業に課税

電力の完全自由化が目前に迫っています。例えば本州事業者が道内にやってきて、太陽光や風力など再生可能エネで発電した電気を、東京電力に売電するということも可能となるのです。

これは欧州の発電事業者とアフリカとの関係に似ています。彼らはアフリカの砂漠で大規模発電をおこない、できた電気を本国に持ち帰るのです。現地では、「我々にはどんな利益がもたらされるのか」と疑問視しています。北海道をこんな事態にするわけにはいきません。そこで星野道議は、「本道の資源を活用して発電し、その電気を本州に持ち帰る場合、その事業者に道外移出再生可能エネルギー発電税（仮称）を課してはどうか」と質しました。

これは目的税とし、税収はさらなる再エネ導入を促進する事例に補助をする仕組みです。

これに対しては、「新エネルギーの導入促進を地域の活性化に結びつけていくために、今後とも、（課税を含む）多様な政策手段について、さまざまな観点から幅広く検討をする」という答弁にとどまりました。

星野道議は、「国を創るというからには、道民の利益のため、本州企業に課税するという覚悟も求められる。これからも議論を続けたい」と話しています。

HPに全文掲載しています。
①建国の気概、②ローカルサマータイム、③日本のエネルギー基地、③道外移出の再生エネ発電税、④一次産品の道外移出規制、⑤水利権、⑥道民の日制定
http://hosino.net/

道内資源への主権行使

一次産品に付加価値を

丸太輸出制限に学ぶ

日本相手のビジネスを想定

かつてインドネシアは、豊富な森林資源を丸太のまま輸出することにより、国内加工産業の自立育成に失敗していました。その後、自国資源に付加価値をつけるため、木材加工工業化路線に転換。経済成長に成功したのです。

星野道議は、食糧基地北海道の優位性をさらに際立たせる立場から、「道産の農畜産物に対して付加価値をつける取り組みは極めて不十分だ。インドネシアの例にも学ぶ必要がある。国を創る覚悟で、道内資源に主権を行使すべきだ。つまり一次加工されていない農畜産物は、津軽海峡を渡らせないくらいの決意が必要」と質しました。

知事からは、「高付加価値化は大変重要。産業の振興や雇用の創出を図るため、質問の趣旨を十分踏まえ、国の内外に打って出る気概を持って、付加価値向上に全力で取り組んでいく」との答弁がありました。

泊原発再稼働問題

再生エネ導入行程表が必要

脱原発PTが検討を開始

海岸に隣接した泊原発

星野道議が座長の脱原発プロジェクトは、これまで、核燃料サイクルからの撤退や、プルサーマル計画の凍結、原発からの順次撤退をまとめた「私たちの選択-脱原発」を公表するとともに、「全原発停止化における冬期間の本道電力需給」を予測してきました。

現在、国では、新しい安全基準をまとめ、規制委員会において再稼働の審査をしています。

北電も再稼働の申請をしていますが、構造の違う3号機のデータを1、2号機に流用するなど、規制委員会から、そのずさんさが指摘されています。

先日、民主党役員会の意向で、プロジェクトとして、再稼働問題に関する民主党会派としての見解をまとめるため検討を開始することが確認されました。

PT全体会議で星野道議は、「再稼働問題は、安全議論だけに偏ってはいけない。再生可能エネルギーの導入行程表の作成もセットであるべきだし、なによりも道民の合意形成をどうとらえるかが重要」と訴えました。

来年3月をめどに、答申をまとめる予定です。

再生エネ固定価格買い取り制度

政府、認定の取り消しも

長期間、着工しない場合

1面参照

制度によると、発電事業希望者は今年3月までに、電力会社に申し込んだ場合、1キロワットアワーあたり、42円と買い取り価格が決まっています。4月以降は38円。一度申し込んだ場合、その価格は権利として維持されます。ところがパネルの設置工事などは、技術革新で毎年どんどん下がります。ここに着目した悪意の事業者が、より利益をあげるため、長期間着工しないケースがでてはじめたのです。

この日の委員会質疑で、認定した後に、長期間運転開始されない場合、国として設備認定を取り消すことも明らかとなりました。

北電の買い取り枠設定で参入できなかった善意の事業者に、チャンスを回すべき問題です。

小水力発電と水利権

道内では許可権限を知事に

星野高志

道内には、小水力発電に適した中小河川が多くあります。しかし河川法によれば、小水力発電でも、河川管理者の許可が必要とされています。なぜ全水量が河川に戻るのに、水利権が必要なのでしょう。

そこで私は、この問題を議会で取り上げました。水利権許可という煩雑な手続きが小水力発電導入の障害となるケースがあるからです。1986年に旧河川法が公布された時、奈良時代以来、慣行とされてきた取水権は、河川法による管理体型に組み入れられました。これが原因で、とうとうと水が流れているのに、書類上は一滴も水がないという不思議な現象がみられるのです。いわゆる幽霊水利権です。

本道には、奈良時代など過去のしがらみはありません。

そこで本道では、小水力発電に伴う水利権許可は知事の権限とすべきであり、廃止も視野に入れるべきと見解を求めました。

これに対し知事は、「津軽海峡以南の日本にある、水の不明確な使用実態は本道にはない」との認識を示し、「小水力発電の導入が進むよう国に働きかける」との答弁がありました。

その後、水利権施行令が改正され、1級河川の一部における小水力発電は、許可権限が知事に委譲されました。

〈道民の日〉提案に、知事が答弁

「私の政治理念に一致」

道議会民主党には、星野道議が座長をつとめる「道民の日プロジェクト」があります。

本会議場で道議は「知事に国を創る気概があるのなら、道民の日を制定し、道民が故郷に思いをはせ、静かに建国の決意を固める日にしてはどうか。それは自立した新生北海道、つまり未来への扉を開くことにもつながる」と知事に問いました。

これに対して知事は、「他県では、明治初年の県の成立時を県民の日にしているところが多い。本道は他県と異なる独自の歴史を有しているので、未来志向でとらえることが望ましい。これは、新生北海道づくりを目指す私の政策理念と重なる」と答弁しました。

星野道議は、「今任期中に是非とも道民の日を制定したいと意欲的です。